

新型コロナウイルス感染が疑われる場合等の対応マニュアル

日本工学院専門学校
日本工学院八王子専門学校

本マニュアルは、新型コロナウイルスに「感染が疑われる場合の対応」と「感染した場合等の対応」に関する具体的な手続きや留意事項を記載しています。以下、よく読んで対応してください。

【感染が疑われる場合の対応】

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する相談は、各キャンパス医務室又は、「新型コロナウイルスコールセンター（東京都）」 0570-550571（9：00 から 21：00、土日祝を含む）にご相談ください。

(2) 発熱等の風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校はせずに外出を控え、自宅療養に努めてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談し、指示を受け受診してください。

(3) 感染が疑われる場合の対応

ウイルス感染が疑われる場合の相談窓口は、各保健所等に開設している「帰国者・接触者相談センター」（以下「相談センター」という。）です。自分の住所地の相談センターに電話で相談してください。

〈参考〉大田区保健所 03-5744-1360 平日 9:00 から 17:00 夜間及び土日祝は 03-5320-4592
八王子市保健所 042-645-5195 平日 8:30 から 17:15 夜間及び土日祝は 03-5320-4592
※この他の地域は、下記の厚生労働省ホームページを参照してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html

新型コロナウイルスへの感染の疑いで「相談センター」に電話相談する目安は下記のとおりです。

- ・風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

【感染した場合等の対応】

(1) 相談センターへの相談結果及び帰国者・接触者外来受診の報告

相談センターに相談および帰国者・接触者外来（以下、「専門外来」という）を受診した結果は必ず担任又は学生係へ電話報告してください。

報告内容

- ①新型コロナウイルスの検査実施の有無（結果判明日時の目安）
- ②相談センター、専門外来からの指示の有無（自宅待機などの指示がある場合はその内容）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）
- ④受診した場合は、受診日・医療機関名

相談センターへの相談や専門外来受診の結果、新型コロナウイルス検査が不要と判断された場合でも、それ以降も体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙 2）に記録し、必ず担任及び学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(2) 検査結果の報告

検査の結果が判明した場合は、必ず担任又は学生係へ至急電話で報告してください。

報告内容

㊦陽性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②判定日、検査日（受診医療機関名）、入院の有無（期間、医療機関名）自宅療養の有無（期間、療養場所）、発症からの症状の経過、発症以降の行動確認（濃厚接触者、学内登校の有無等）

夜間休日に検査で陽性が判明した場合は各キャンパスの警備室へ至急電話連絡してください。感染者の連絡先へ学生係から折り返し電話連絡します。

なお、陽性の場合は、治癒するまで出席停止となります。出席停止により欠席した授業等については、配慮を行いますので、登校再開時に担任に相談してください。

㊦陰性の場合

- ①氏名、カレッジ、学科、学籍番号、現在の連絡先
- ②検査機関等からの指示の有無（自宅待機や注意事項など）
- ③現在の体温と症状（風邪の症状、倦怠感、呼吸困難など）

なお、陰性の判定結果であっても体調不良が続く場合は、その間、登校せず自宅に待機し、現在の体温と症状を「健康記録票」（別紙 2）へ記録し、必ず担任及び学生係へ毎日メール等にて報告してください。

(3) 登校の事前報告

検査以降、入院や自宅待機等を経て、登校しようとする場合は、主治医による「陰性証明書」の交付を受けた上で、前日までに必ず担任又は学生係へ電話で報告してください。必要に応じ、担任又は学生係から体調等を確認する場合があります。

【濃厚接触者（注 1）となった可能性がある場合】

家族等の同居者が、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合や、家族等の同居者が感染した場合

は、最後に接触した日から起算して 14 日間を経過観察期間とし、自宅待機の上、14 日間の自宅待機期間が終了するまで、現在の体温と症状を「健康記録票」(別紙2)へ記録し、必ず担任及び学生係へ毎日メール等にて報告してください。感染に留意した行動をとってください。

なお、37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状が出た場合には、各保健所の相談センターに電話し、相談センターの指示に従って行動してください。また、その結果を必ず担任又は学生係へ電話報告してください。

(注1) 濃厚接触者とは

①新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む。)があった者、②適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者、③新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者をいう。

連絡先

●帰国者・接触者相談センター(保健所)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html

●日本工学院専門学校 教育・学生支援部 学生係 ☎03-3732-1111

平日 11:00 から 15:00 (平日時間外・休日は、警備室 ☎03-3732-1110)

●日本工学院八王子専門学校 教育・学生支援部 学生係 ☎042-637-3119

平日 11:00 から 15:00 (平日時間外・休日は、警備室 ☎042-637-1110)